

宴会・催事規約

ホテルセンチュリー静岡では、ご満足いただけるご宴会をとり行うために、宴会・催事（以下「ご宴会等」と称します）のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下のとおり規約を定めておりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 申し込み

- (1) 宴会場ご利用のお申し込みの際に、ご利用日・時間・人数・宴席内容・ご予算等を確認し、お申し込みとさせていただきます。
- (2) お申し込み内容に基づき、見積書を提出させていただきます。
- (3) お申込金を当ホテルにお支払いいただき、これを以って成約とさせていただきます。お申込金の金額は宴会内容に基づいて、当ホテルからご提示させていただきます。
- (4) 成約後にご宴会等をキャンセルされる場合には、原則以下10.に記載の「取消料」が発生いたします。
- (5) 以下の場合には、当ホテルは、ご宴会等のお申し込みがあっても、利用契約の締結を拒むことができますものとします。
 - ① ご宴会等の申込者（以下、「主催者」と称します）、あるいは、ご宴会等の出席者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団およびその構成員ならびにその関係者であるとき。
 - ② 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - ③ ご宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさるおそれがあると当ホテルが判断した場合。
 - ④ 他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。
 - ⑤ この「宴会・催事規約」或いは「別個に結んだご契約」に違反した場合。

2. 内 金

当ホテルからご提示いたしましたお見積り金額を、ご宴会等の開催日の15日前までに当ホテルに現金にてお支払いいただきます。期日までにご入金がない場合は、ご宴会等をお取消しされたものとさせていただきます。その場合には、原則以下10.に記載の「取消料」が発生いたします。

3. 最終確認

お見積りの人数、及びお料理の数等にご変更のある場合には、主催者からご宴会等の開催日の3日前の正午までに当ホテルにご通知ください。この主催者からのご通知を以って最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合にはお見積り書通りとさせていただきます。

4. 宴会時間

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」と称します）は、所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

5. ご精算

ご宴会終了後、確定したご利用金額（以下「ご請求金額」と称します）につきましては、当ホテルが事前に確認したお支払い日までにその費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対してお内金の過剰入金がある場合には、その差額を当ホテルより銀行振込みによりご返金いたします。

6. 装飾・余興等の手配

ご宴会等に関する装飾、音響、照明、余興等につきましては、当ホテルから指定業者に手配させていただきます。主催者が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、ご宴会等を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡ください。当ホテルの事前の同意を得ないで、直接業者にご依頼されることはご遠慮ください。

当ホテルの了解のもとに主催者が直接ご依頼された業者の行うご宴会等に関連する装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取付方法等、あるいは設置場所設定等につきましては、当ホテルがその業者の方々に指示申し上げます。

7. 損害賠償

主催者又は主催者をご依頼された業者の故意又は過失により、当ホテルが損害を被った時は当該主催者にその損害を賠償していただきます。

8. 禁止事項

- (1) 次に掲げる項目につきましては、禁止事項になっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
 - ① 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み。
 - ② 発火又は引火性の物品持込み。
 - ③ 異臭を発生するものの持込み。
 - ④ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
 - ⑤ 備品等の移動。
 - ⑥ 使用目的以外のご利用。
 - ⑦ その他法令で禁じられている行為。
- (2) 楽器演奏については、事前に当ホテルの担当者とはご相談くださいますようお願いいたします。事前のご相談のない楽器演奏はご遠慮いただきますので、予めご承知ください。

9. 契約解除

当ホテルは次に掲げる場合において、宴会場の利用契約を解除することがあります。

- (1) 主催者あるいはご宴会等への出席者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団およびその構成員ならびにその関係者であることが判明したとき。
- (2) 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (3) ご宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさるおそれがあると当ホテルが判断した場合。
- (4) 他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。
- (5) 主催者が、この「宴会・催事規約」あるいは個別に結んだご契約に違反した場合。

10. 取消料

すでに成約されているご宴会等をお取消しになる場合には、原則として下記により取消料をいただきます。

- (1) ご宴会当日の90日前から61日までの間にお取消しの場合
*お申込金+ご予約された宴会場の室料正規料金全額
- (2) ご宴会当日の60日前から31日までの間にお取消しの場合
*見積金額（税金、サービス料を除く）の40%
- (3) ご宴会当日の30日前から11前までの間にお取消しの場合
*見積金額（税金、サービス料を除く）の60%
- (4) ご宴会当日の10日前から3日前までの間にお取消しの場合
*見積金額（税金、サービス料を除く）の80%
- (5) ご宴会当日の2日前から当日のお取消しの場合
*見積金額（税金、サービス料を除く）の100%